

(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託仕様書

1 業務委託の概要

(1) 委託件名

(仮称) 尼崎市総合交通計画策定業務委託

(2) 業務目的

戦後の南部工業地帯において復興が急がれていた時代を背景に、昭和23年3月に3台の電気バスで創業した本市の公営乗合バス事業は、尼崎市公営企業審議会の答申を受け、市民の足としての役割を担うバス交通サービスを維持するため、平成28年3月をもってその役割を終え、阪神バス株式会社に路線を移譲し運行を開始した。

また、平成29年には独自の「尼崎市地域交通計画」を策定し、本市の特性を踏まえつつ、過度に自動車に頼ることなく、様々な交通モードが有機的に連携し誰もが移動しやすい交通環境の実現、特に、将来にわたって市民にとって必要な路線バスの維持・確保にも取り組んできた。

しかし、人口減少や超高齢化等による公共交通の需要減少、路線バス運転手など担い手不足の深刻化といったこれまでの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やテレワークやeコマースなどをはじめとする新たな生活様式の普及や定着とともに、人の移動(活動)の傾向が変化し公共交通を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えている。

他方、本市では、鉄道駅を多くの人が行き交う、交流や賑わいを生む拠点として捉え、駅前空間やその周辺の都市基盤ストックを有効活用し、多様な主体と連携した交流・滞在空間の創出を、魅力向上に向けた主要取組項目として掲げている。また、最重要課題のひとつであるファミリー世帯の定住転入をより促進していくため「(仮称) 武庫川周辺阪急新駅」の設置に向けて関係者との協議をより進展させ、その実現に向けて取り組むこととした。

こうした背景のもと、本市の特長のひとつである交通利便性をさらに向上させ、将来都市像の実現と既存13駅と(仮称)武庫川周辺阪急新駅を含めた本市全域を見渡した交通体系の構築を目指し「地域公共交通計画(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第5条)」と「都市・地域総合交通戦略(都市・地域総合交通戦略要綱 第3)」を一体的に策定することとした。

なお、策定にあたっては、令和5年度を開始年度とする「第6次尼崎市総合計画」や「尼崎市都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2)」などの上位計画に即しつつ、尼崎市立地適正化計画などの関連計画等と整合・連携を図るとともに、様々な統計資料や各種データから現状を分析・把握したうえで、市民(団体を含む。)及び事業者(以下「市民等」という。)との合意形成を図りながら進める必要があることから、策定業務を円滑に進めるためその一部を外部に委託することにした。

計画の区域 : 尼崎市全域

計画の期間 : 令和6年(2024年)から令和15年(2033年)

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 業務内容

(1) 総合交通計画の策定

ア 基本的な方針

本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく地域公共交通計画として位置付けるため、多様化する移動ニーズに対応する旅客輸送サービスの現状をふまえ役割と課題整理等を行うこと。

また、国土交通大臣の認定要件（都市・地域総合交通戦略要綱 第3第3項）に合致するとともに、国等の施策動向や近年の社会情勢やトレンド等を踏まえた内容とすること。

イ 業務計画書の作成及び現状整理・分析等

業務の目的や特性を十分に把握したうえで、業務手順、実施方針及び工程計画等を記載した業務計画書を作成し提出すること。また、業務の遂行に必要な上位計画、関連計画や国等の政策動向、その他社会一般の情勢及び傾向等の情報を収集・整理を行うこと。

収集・整理した情報や様々な統計資料や各種データ等をもとに、本市における交通特性の現状把握と課題整理を行うこと。なお、本市では毎年、満15歳以上の市民を対象に「まちづくりに関する意識調査」を実施しているので参考とすること。

ウ 市民・公共交通利用者向けの基礎調査（実態調査等）

市民や公共交通利用者等向けの基礎調査（実態調査）等により、普段の生活に着目した移動（活動）の実態把握を行い、交通行動にかかる将来需要予測や評価指標の設定に資するデータ取得を行うこと。

なお、基礎調査については、前述の目的を達成するための調査票を作成し、事前に市と協議のうえ実施すること。本調査はアンケート形式により実施することとし、その結果の集計や分析等を行うこと。なお、調査票等の発送用封筒は市が支給するが、返信用封筒及び発送・回収に係る諸費用等は委託費に含むものとする。

- ・ 調査対象 : 無作為に抽出した市民及び事業所（郵送及びWEB）並びに在勤・在学・来訪者（WEB）を想定している
- ・ 調査規模 : 標本数、抽出率など調査規模等は調査手法によるが、再現性、分析や評価手法等を考慮し有効な規模とすること

市民等説明会については、本計画の策定にあたり、熟度の低い段階でその方向性を市民等に伝えて意見等を聴くものであり、行政地区別に合計6回程度行うことを基本とし、実施時期は別途指示する。実施に当たっては、使用する資料作成及びその意見の整理等を行うものとし、会場使用に係る諸手続及び使用料については受託者の負担とする。

また、市民等説明会の実施とは別に、より多くの市民等に情報発信等ができる手法として、インターネットでの動画配信を行うため、その動画を作成すること。

エ 方向性の検討・提案

上位計画や関連計画等に示す将来都市像の実現に向け、「快適で魅力あふれるまち」の活動を支える交通環境の実現を目指し、基礎調査等で得た行動（活動）分析結果や需要予測に基づき、新たなライフスタイルに対応する交通環境の実現「魅力やにぎわいの向上」や多様化する活動ニーズに対応するストレスフリーな交通環境の実現「回遊性の向上」といったまちづくりとの連携を促進し、市民等の「暮らしやすさや幸福感」に繋が

る内容を検討・提案すること。

オ 実施プログラムと評価指標の検討・設定

前述の方向性をふまえ、望ましい将来都市像を実現するためにまちづくりの視点から交通や土地利用等の実施施策をパッケージ化し、これらを着実に推進するための評価指標の設定を検討すること。なお、都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日都市・地域整備局長）第3第3項第2号から第5号を満たす内容とすること。

また、持続可能な施策展開を実現するため、効率的かつ継続的な実態把握が可能な進行管理やPDCAサイクル等の評価方法等について検討すること。

カ 都市計画審議会交通政策分科会の運営支援

策定にあたっては、尼崎市都市計画審議会の専門分科会の一つである交通政策分科会（学識経験者、交通事業者、市民の代表者及び国や県の担当者等により構成）を開催（6回を想定）し、意見聴取や策定内容及び実施事業等の調整を行う。

運営支援として、同会議に同席し、会議資料及び議事録作成等を行うこと。

キ 庁内検討会議の運営作業補助

策定にかかる庁内連絡・調整の場として、庁内関係部局の代表者により構成する庁内検討会議（3回を想定）を開催し意見調整を図るため、事務局運営の作業補助として資料の作成等を行うこと。

ク パブリックコメント等の運営支援

交通政策分科会や庁内検討会議における検討結果を基に、計画素案を図表等と併せて分かりやすく整理した資料を作成するとともに、市民等から得られた意見等の整理等を行うものとする。

また、パブリックコメントの一環として、より多くの市民等に情報発信等ができる手法としてインターネットでの動画配信を行うため、その動画を作成すること。

ケ 取りまとめ

市がこれまで検討し、整理した内容を取りまとめた計画本編及び概要版の作成を行う。なお、取りまとめにあたってはパブリックコメントの結果並びに都市計画審議会交通政策分科会及び庁内検討会議での審議結果を踏まえたものとする。

3 提出書類

(1) 契約締結後すみやかに提出するもの（各1部）		
業務着手届		
業務主任担当者届	経歴書を含む。	
業務計画書	業務計画表を含む。契約締結日より業務完了日までの全体計画	
(2) 随時提出するもの（1部）		
打合せ議事録	議事後すみやかに（メール送付可）	
(3) 業務完了後に提出するもの（各1部）		
納品書	請求書	完了届

4 成果品

	内 容	部数
(1)	業務報告書	2部
(2)	総合交通計画（本編）	200部
(3)	総合交通計画（概要版）	200部
(4)	その他関連資料	一式
(5)	上記電子データ（動画を含む。）	一式

5 留意事項

(1) 費用の負担

本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(2) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も、また同様とする。

(4) 成果品等の帰属

本業務における成果及び業務作成上の資料の著作権、所有権その他の権利は、全て市に帰属するものとする。

従って、当該資料について市の承認を受けずに複製、公表又は貸与をしてはならない。

(5) 打合せ

受託者は、市担当者と緊密な連携をとり、適宜に十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

なお、打合せに当たっては、原則として受託者の業務主任担当者が立ち会うものとする。

(6) 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(7) 成果品の検査

- ア 受託者は、業務完了時はその成果品について市の検査を受けなければならない。
- イ アの検査において、訂正や加筆等を必要とする箇所があった時は、受託者は直ちに適切な対応をしなければならない。
- ウ 業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、アの検査に当たっては、原則として受託者の業務主任担当者が立ち会うものとする。

(8) 参考資料等の貸与

本市は保有する資料等（電子データを含む。）について、受託者からの依頼（文書）により貸与する。なお、業務完了後は速やかに届出（文書）とともに返却すること。

なお、貸与した資料等に損傷を与えた場合は、受託者が責任を持って完全に修復すること。

(9) 参考文献等の明記

成果品その他資料並びに電子データ内に文献その他の資料を引用した場合は、引用元である文献その他資料の名称等を明記すること。なお、引用・掲載等については、原則として受託者の責をもって承諾を得たうえで実施すること。

(10) その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書等に明記されていない事項については、市と協議の上、決定し、協議した内容を打合せ議事録に記録すること。また、契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、市と受託者において、その都度協議するものとする。

以 上